

学校法人千葉経済学園の役員等に対する報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法第100条第1項及び学校法人千葉経済学園(以下、「法人」という。)寄附行為第57条の規定に基づき、役員等に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員に対する報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 役員に対する報酬等には、教職員給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与及び退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員は、無報酬とし学外者に別表第4の出席旅費額を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に繰り上げて支払うものとする。)
 - (2) 賞与 毎年6月、12月、3月
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会等会議への出席旅費については出席当日に、期末

報酬については毎年7月、12月及び3月に支給する。

- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 現行の学校法人千葉経済学園役員等報酬支給規程（昭和61年4月1日施行）は廃止する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（常勤の役員の報酬月額）

理事長	221,000 円
副理事長	50,000 円
常任理事	114,500 円
理事	9,500 円

別表第2（常勤の役員の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1.6 ヶ月
12月の賞与	報酬月額×2.4 ヶ月
3月の賞与	報酬月額×0.45 ヶ月

別表第3（常勤の役員の退職慰労金）

最終報酬月額×在任年数×係数

（注1）在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

（注2）係数は、在任期間が5年未満の場合は0.75、5年以上10年未満の場合は1.00、10年以上15年未満の場合は1.25、15年以上20年未満の場合は1.50、20年以上25年未満の場合は1.75、25年以上30年未満の場合は2.00、30年以上の場合は2.25とする。

別表第4（非常勤の役員等の報酬等）

（1）理事

理事会等会議への出席旅費	日額 16,705 円
7月、12月及び3月の期末報酬	98,500 円

（2）監事

理事会等会議への出席旅費	日額 16,705 円
7月、12月及び3月の期末報酬	108,800 円

（3）評議員

評議員会等会議への出席旅費	日額 11,137 円（寄附行為第31条第1項第7号） 日額 5,568 円（寄附行為第31条第1項第5号、第6号）
---------------	---